

コンテンツモデレーションと通信品位法 230 条をめぐる米国の動向

—現状と課題、今後の見通し—

○小熊 美紀 (OGUMA Miki)

Keywords : 通信品位法 230 条、コンテンツモデレーション、デジタルプラットフォーム、合衆国憲法修正第 1 条

1 目的

SNS や動画配信サイト等、様々なデジタルサービス普及により、あらゆる主体が情報の発信者となり、誰もがこれらを容易に入手することが可能となる一方で、デジタルプラットフォームでは、真偽不明な偽誤情報や犯罪を扇動する情報など違法有害情報の拡散が深刻化している。これまで、米国では、合衆国憲法修正第一条の制約や通信品位法 230 条による免責もあり、連邦政府による規制は限定的な役割しか果たしてこなかったが、近年、大統領府、連邦議会、州政府等で同法同条の見直しや事業者によるコンテンツモデレーションの在り方に関する議論が進められている。本研究では、デジタルプラットフォーム上での偽誤情報や違法有害情報に対する大統領府、連邦・州政府における議論の動向や事業者による自主的取組等について整理・評価するとともに、今後の通信品位法 230 条の今後の見通し等について考察する。

2 方法

大統領府、連邦最高裁判所、連邦・州議会等の発表資料を中心に文献調査を実施。現地（ワシントン DC）の専門家（弁護士）へのヒアリングにより補完。

3 結果

近年、デジタルプラットフォーム上での偽誤情報等の拡散が深刻化する中、トランプ前政権及びバイデン政権ともにプラットフォーム企業の責任強化の観点から、同条の抜本的改革を目標に掲げてきた。連邦議会においても民主党と共和党は、異なる観点から同条項の改正を主張している。また、米国では、プラットフォーム上のコンテンツや言論を巡り多くの訴訟が提起され、通信品位法 230 条の適用範囲などについても争われているほか、フロリダ州やテキサス州ではプラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションに関する州法が制定されている。

4 結論

党派対立や合衆国憲法修正第 1 条（表現の自由・検閲の禁止）等による制限もあり、通信品位法 230 条に関する議論は膠着状況にあり改正には至っていない。2024 年 10 月現在、ねじれ議会の下、大統領選や連邦議会選挙（下院）を直前に控えた状況下では、議会等のアクションは期待できない。また、仮に同法改正・廃止する法案が議会で可決されたとしても、事業者等反対勢力からの訴訟等によってその実効性が失われる可能性が高い。

【主要参考文献】

Communications Decency Act 230 (Ehrlich, Paul, 2002)

A User's Guide to Section 230, and a Legislator's Guide to Amending It (Jeff Kosseff, 2021)

Section 230: An Overview (Congressional Research Service, January 4, 2024)